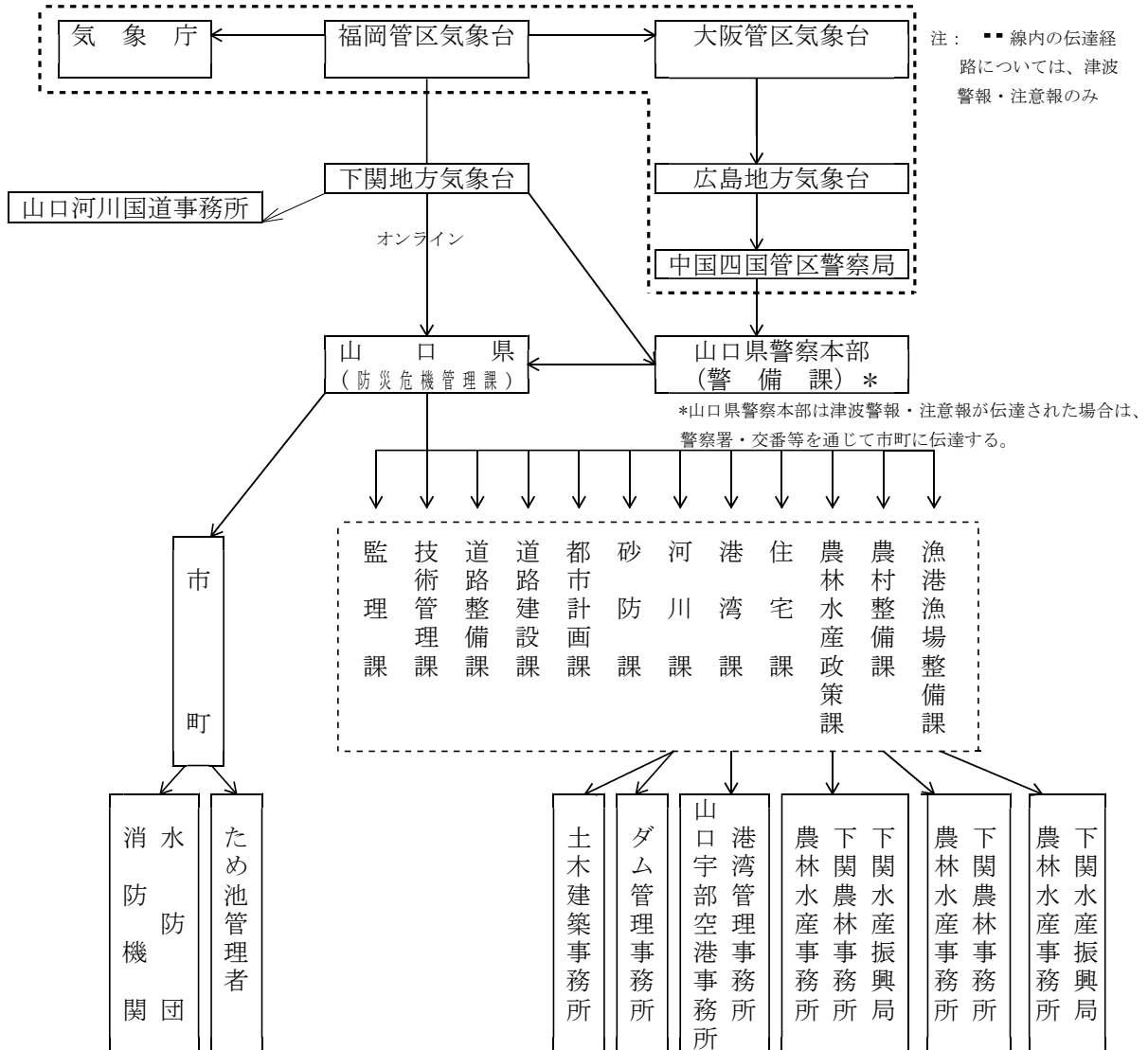


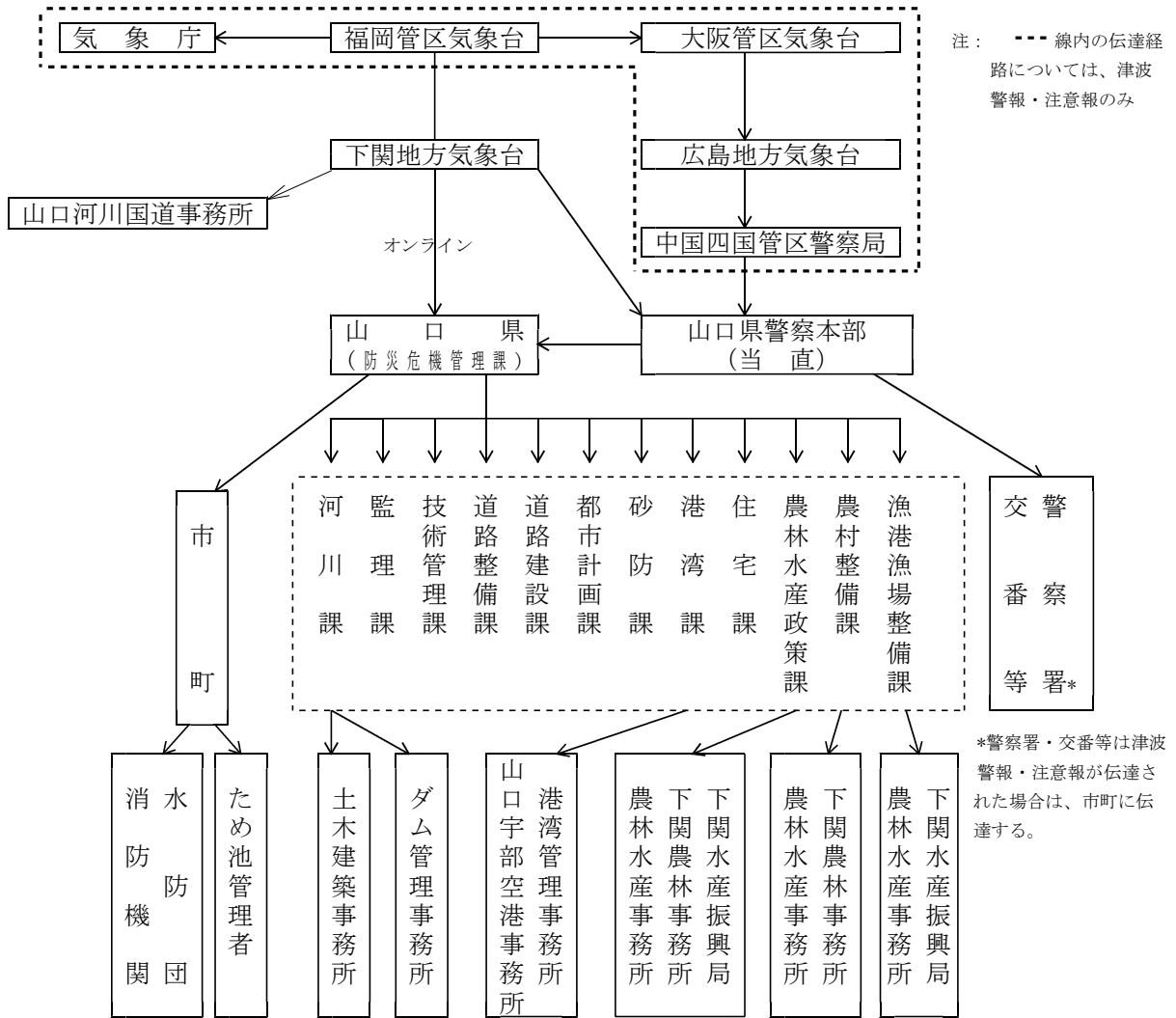
第4節 気象状況等の連絡系統

水防に係のある気象警報・注意報等の連絡系統は、次のとおりとする。

第1項 勤務時間内



第2項 勤務時間外



第3項 気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先

各気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先は次の表のとおりとする。

機 関		大雨 注意報	洪水 注意報	大雨 警報	洪水 警報	高潮 警報	大雨 特別 警報	高潮 特別 警報	津波 注意報	津波 警報	津大 波特 別警 報
山口県 (県庁)	防災危機管理課 (消防保安課)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	監理課			○	○	○	○	○	○	○	○
	技術管理課			○	○	○	○	○	○	○	○
	道路整備課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	道路建設課			○	○	○	○	○			○
	都市計画課			○	○	○	○	○			○
	砂防課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	河川課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	港湾課			○	○	○	○	○	○	○	○
	住宅課			○	○	○	○	○			○
	農林水産政策課			○	○	○	○	○	○	○	○
農村整備課			○	○	○	○	○	○	○	○	
漁港漁場整備課			※	※	○	○	○	○	○	○	
山口県 (出先 機関)	土木建築事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ダム管理事務所	○	○	○	○		○				
	港湾管理事務所			○	○	○	○	○	○	○	○
	山口宇部空港事務所			※	※	○	※	○	○	○	○
	農林水産事務所			○	○	※	○	○	○	○	○
	下関農林事務所										
農林水産事務所 下関水産振興局			※	※	○	○	○	○	○	○	
水防管理団体(市町)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ため池管理者				○	○		○				

※は主管部長が必要に応じ配備を命ずる。

第5節 水位、雨量等の連絡系統

第1項 水位、雨量の情報収集及び連絡

1 雨量、水位、ダム諸量の把握

各土木建築事務所は、土木防災情報システムにより雨量、水位の情報を集め、必要に応じて市町へ通報する。

河川課は、水位、雨量の状況についてとりまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて報道機関その他の関係機関へ連絡する。

また、貯水位、貯水容量、流入量、ゲート放流量、総放流量その他のダムの状況に関する諸量を取りまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて、報道機関その他の関係機関へ連絡する。

◇参照 水位観測所一覧表 付表7
雨量観測所一覧表 付表8

2 土木防災情報システムによる情報の提供

土木防災情報システムを通じて、雨量、水位の情報を市町、関係機関、報道機関及び県民に提供するものとする。